

広島県で狩猟される皆さんへ【令和6年度】

適正な狩猟と法の遵守

鳥獣保護管理法を遵守し、節度ある狩猟を心がけてください。
鳥獣保護管理法の規定による禁止もしくは制限に違反したときは処罰されます。

鳥獣保護区等位置図の裏面の注意事項にもよく目を通し、遵守してください。



狩 猟 期 間

広島県での狩猟期間は11月15日から2月15日までです。

捕 獲 数 量 の 制 限

平成29年度から、シカの1日当たりの捕獲数制限はなしとなりました。

イノシシ・シカ捕獲の規制緩和

特定鳥獣保護管理計画に基づく措置

- **狩猟期間の延長** イノシシ及び廿日市市宮島町を除くシカの捕獲に限り、2月末日まで狩猟期間を延長
- **くくりわなの直径** イノシシ及び廿日市市宮島町を除くシカの捕獲に限り、くくりわなの輪の直径が12cmを超えるものの使用を可
- **狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く)捕獲禁止区域の設定**
イノシシ、ニホンジカによる被害の軽減を図るため、イノシシ及びニホンジカのみ狩猟可能な区域を設定しました(区域は「鳥獣保護区等位置図」で確認してください。)

捕 獲 報 告

狩猟期間終了後30日以内に必ず狩猟者登録証を返納してください。(鳥獣保護管理法第66条)

狩猟鳥獣捕獲の状況の把握や、狩猟制度改正の資料とするため、登録証裏面の報告欄へ捕獲状況を記入してください。

狩猟鳥獣名は、正確に記載してください。特にカラス類、カモ類

- ×カラス ○ハシボソガラス ○ハシブトガラス ○ミヤマガラス
- ×カモ ○マガモ ○カルガモ ○コガモ ○ヨシガモ ○ヒドリガモ ○オナガガモ
- ハシビロガモ ○ホシハジロ ○キンクロハジロ ○スズガモ ○クロガモ

【捕獲報告記載例】(狩猟者登録証裏面)

| 報 告 欄 | | | |
|-------|-------------|-------|---------------|
| 捕獲場所 | 鳥獣の種類 | 鳥獣の数量 | 備 考 |
| C35-1 | イノシシ | 1 | 1/15 ○○町 箱 |
| A40-2 | シカ(オス) | 2 | 11/30 ○○市 |
| A64-4 | メスジカ、シカ(メス) | 1 | 12/20 ○○市 くくり |

鳥獣保護区等位置図から、メッシュコードを記入してください。

シカの場合は性別も記入してください。

わな猟の方は、使用したわなの種類を記入してください。

捕獲した日時と場所(市町名)を記入してください。

出猟カレンダー調査へのご協力をお願い

広島県では、平成24年度より「出猟カレンダー調査」を始めました。この調査は、狩猟者の方々に、「どこに何日出猟した」あるいは「何台わなを設置した」、そして「イノシシ又はニホンジカを何頭捕獲した」もしくは「何頭目撃した」という情報を提供いただくものです。なお、イノシシ猟、シカ猟に出猟したか否かに関わらず、狩猟者登録証と一緒に、全員提出してください。

詳しくは、出猟カレンダーの説明文をご覧ください。

放鳥獣猟区および猟区の廃止

(一社)広島県猟友会が設置していた大黒神島放鳥獣猟区(江田島市)及び本郷放鳥獣猟区(福山市)は平成23年7月19日に廃止され、呉市が設置していた呉市倉橋町猟区は平成23年10月30日で廃止されました。

現在、広島県内には放鳥獣猟区及び猟区の設定はありませんので、ご注意ください。

山の中では、森林作業、工事及び調査測量などが実施されています。事故のないよう十分注意しましょう。事前に地元市町へ問合せなど状況把握に努めてください。

鳥獣保護区等位置図に地籍調査の実施場所・連絡先を掲載しています。また国有林野に入るときは入林届が必要です。このような区域に入る場合は必ず事前に問い合わせてください。

豚熱対策へのご協力をお願い

国内では、平成30年9月に26年ぶりに養豚場での豚熱の発生が確認され、畜産業に大きな被害をもたらしています。

その後、野生イノシシでも感染が確認され、現在も感染拡大が継続しており、野生イノシシから飼養豚等への感染が懸念されています。

現在、広島県内でも西部地域を中心に17市町で野生イノシシでの豚熱の発生が確認されています。さらなる感染拡大防止のため、以下の点についてご協力をお願いします。



●死亡イノシシの情報提供

死亡イノシシを見つけた際は、接触を避け、発見場所の自治体へ連絡してください。

●捕獲の際の消毒等の徹底

衣類や靴、自動車のタイヤまわりなど、イノシシの血液や唾液、糞尿等が付いている可能性がある場所はすべて消毒するようにしてください。特に豚熱の発生が確認された都府県と広島県を往来する場合は、徹底をお願いします。